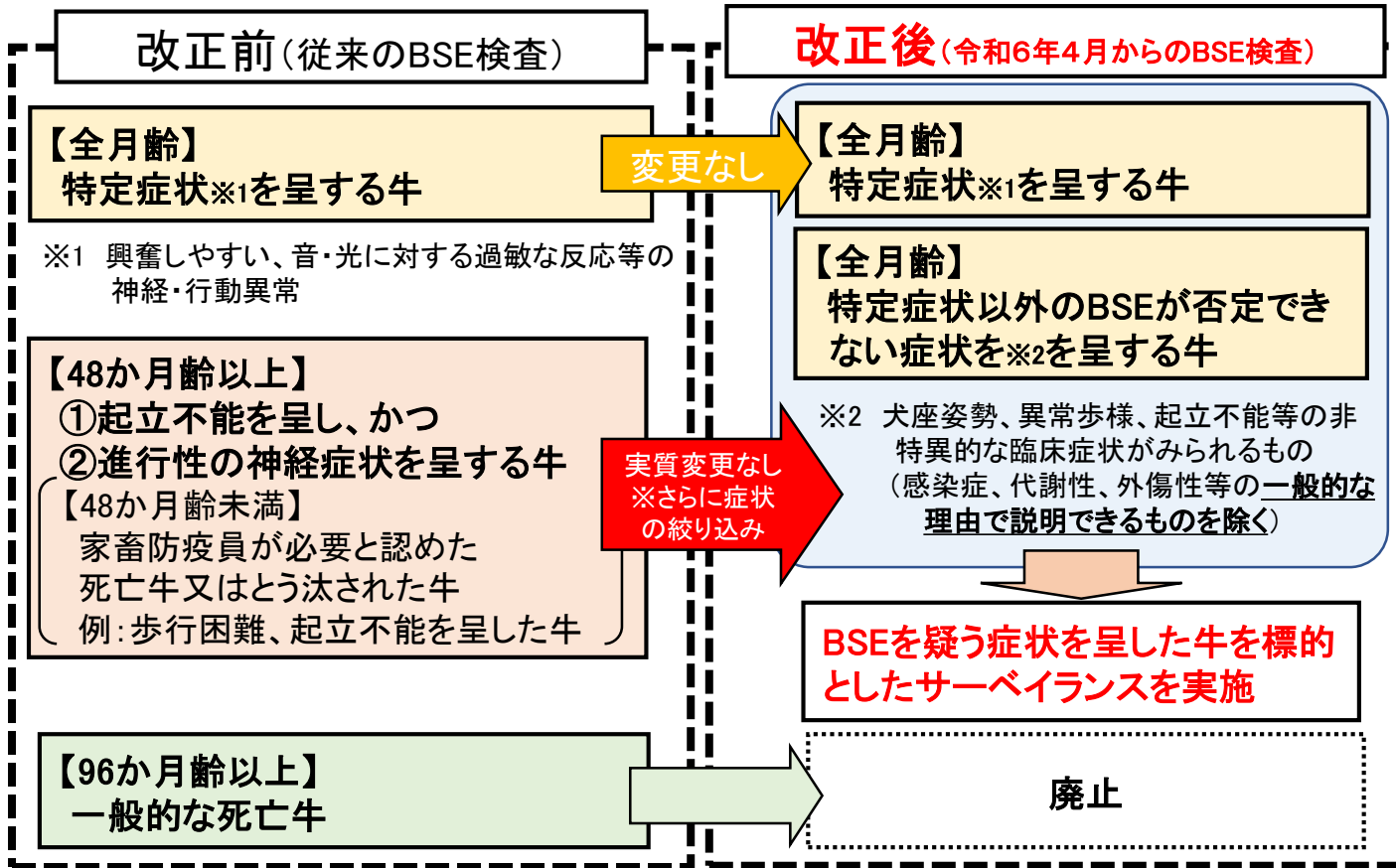


令和6年度からBSE検査対象牛が変わります

国の防疫指針改正に伴い、令和6年4月1日から、96か月齢以上の死亡牛全頭検査が廃止され、月齢に関わらず生前にBSEを疑う症状を呈した牛が検査の対象となります。

牛飼養者の皆様におかれましては、以下にご留意の上、引き続き検査の円滑な実施にご協力をお願いします。

BSE検査対象となる牛



○検査体制(平日+休日(隔日)受付)については、当面、従来どおりとしますが、検査対象牛の搬入状況等に応じて、随時見直すこととしますので、ご承知おきください。

○BSE検査の実施時には、検査促進費(生前のBSEを疑う症状に関する情報提供)と検体提供費(農家から家畜保健衛生所への検体持込み)が京都府家畜畜産物衛生指導協会から助成されます。(従前の輸送促進費と化製処理費は廃止)

京都府山城家畜保健衛生所 TEL: 0774-52-2040 (夜間・休日転送)
FAX: 0774-52-2030

(公社) 京都府家畜畜産物衛生指導協会 075-316-4683